

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋脚・橋台）（以下「構造物工（橋脚・橋台）（ICT）という。」に適用する。

2. 適用工種

- 1) 橋台工：橋台躯体工
- 2) R C 橋脚工：橋脚躯体工

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～3)とし、ICT 活用工事実施要領（構造物工（橋脚・橋台））に示すその他の出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
 - 3) 上記1)～2)に類似する、3次元計測技術を用いた出来形管理
- (2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。